

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

避難者原告団だより 第6号

発行日 2014.10.1
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市平字梅香町
1-1-4号室
TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

平成26(2014)年8月27日(水)、第6回目の口頭弁論が実施されました。

当日は、前回以上の100名を超える大勢の原告団、支援者、そして弁護団も20名以上の先生方が集結し、大いに盛り上がる決起集会からスタートしました。この日は、前日の8月26日に、同じく避難者訴訟原告団にも参加されている渡辺幹夫さんの「川俣町山木屋地区の渡辺はま子さん自死事件」が、『勝訴判決』を勝ちとった報道もあり、マスコミも多くかけつけました。初めに原告ご本人の渡辺さんから前日の様子や、多くの励ましに対する感謝のご挨拶がありました。次に小野寺弁護士から、裁判の経過と説明をいただき、いつも通りデモ行進をしながら裁判所に入廷しました。傍聴に関しては、先日お知らせしたように、原則は一般抽選という形式に変更しましたので、抽選に並び当たればそのまま法廷内で傍聴できることとしました。

裁判の冒頭、裁判長から異例の一言？「皆さん、部屋の温度が暑すぎたり寒すぎたりしませんか？大丈夫ですか？」と。ええっ？と私は思いました。というのは、前回6月の第5回期日の際には、一時、原告代理人弁護団と裁判長が「意味が理解できない！」「そう言ってよこす意味が、こちらも理解できない！」と、お互いの弁論の応酬の一幕や、傍聴席からも落胆の声が上がるなど、ちょっとギスギスした場面もあったからです。

それから、同じく私が原告席から「裁判長！」と、発言を求めた際には制止されましたが、(不規則発言なので仕方なかったですが・・・)、今回は事前に発言の時間をいただき、「裁判長と裁判官にお尋ねします。私達原告が自主的に早期に現地検証を求める【陳情ハガキ】を送ったり、全国規模で【公正な判決を求める署名活動】を実施していることに対するご意見と感想をいただきたい。」と聞いたところ、裁判長は「皆さんからの陳情ハガキは、たくさん届いています。拝見しています。」と、言って下さったことです。結論は、まだ現地検証は時期尚早との判断でしたが、確実に私達原告の【陳情ハガキ】と【署名活動】の効果があることを実感しました。このことは、今後の裁判闘争に、大きな良い影響を与えることは間違いないでしょう。今後も、都度の陳情ハガキ作戦を実施しますので、一枚でも多くのハガキを送りましょう！そして、遠方で普段なかなか傍聴に来られない原告の方々も、同じ原発事故避難者の苦しい思いを裁判長や裁判官にぶつけて行きましょう！継続は力なり！頑張りましょう！

今回の意見陳述者は、南相馬市小高区で暮らしていた横田芳朝さんと、川俣町山木屋地区で暮らしていた菅野みどりさんの2名の方々でした。横田さんは現在、埼玉県さいたま市岩槻区に避難されています。横田さんも菅野さんも、代々受け継いできた土地での暮らしを奪われた無念の気持ちを渾身の思いで赤裸々に訴えました。次に高橋力弁護士の「原子炉の安全確保に関して被告に課せられた2つの注意義務(意見陳述書)」と、米倉勉弁護士の「準備書面の求釈明に対する回答及び損害の構造について(意見陳述書)」と続きました。さらに、広田次男弁護士や小野寺利孝弁護士等々による補足の発言があり、この日の法廷を終わりました。

【8月27日(水) 第6回 裁判期日の様子】



広田次男弁護士



原告団・支援者のみなさん①



入廷デモ行進①



山木屋の渡辺幹夫さん



小野寺利孝弁護士



原告団・支援者のみなさん②



入廷デモ行進②



裁判後の報告集会①



裁判後の報告集会②

(連絡事項)

※次回、第7回裁判期日は、10月22日(水) 午後2時からです。

いつも通り、12時30分、いわき市飯野八幡宮広場に集合して下さい。

※以降の予定…第8回 12月17日(水)